

資料 4－3

(4－3－1～4－3－5)

説明資料

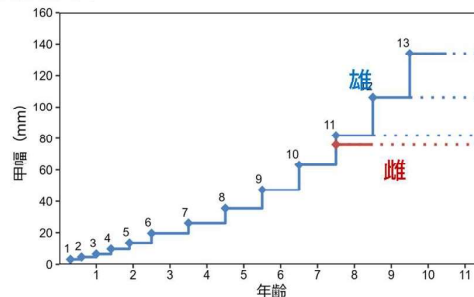
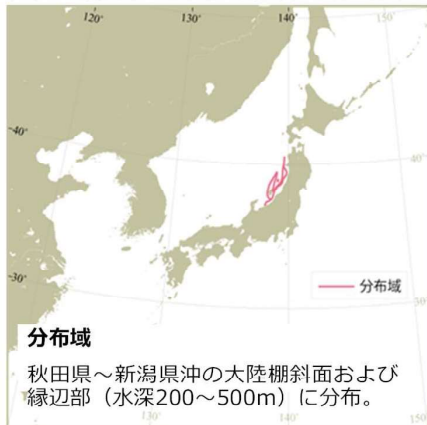
(諮問第 507 号、諮問第 508 号関係)

- ・ ずわいがに日本海系群 B 海域

ズワイガニ日本海系群B海域 令和7年度の資源評価結果について

水産政策審議会資源管理分科会
2026年5月18日

ズワイガニは我が国周辺では日本海、オホーツク海、および茨城県以北の太平洋沿岸に分布する。
本評価群はこのうち本州日本海沿岸の新潟県以北秋田県以南に分布する群である。
本海域の漁獲量や資源量は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。



成長

ズワイガニの年齢、脱皮年齢および甲幅の関係 10歳までは雌雄共通である。



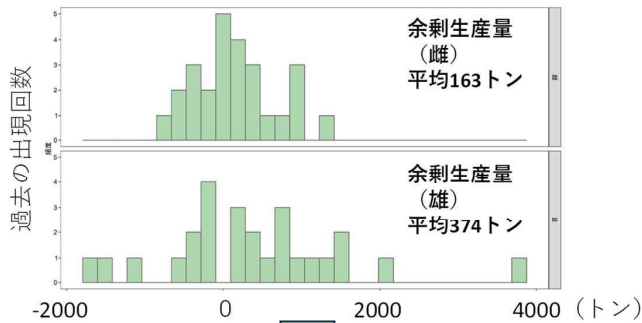
1

令和7年度資源評価結果の概要

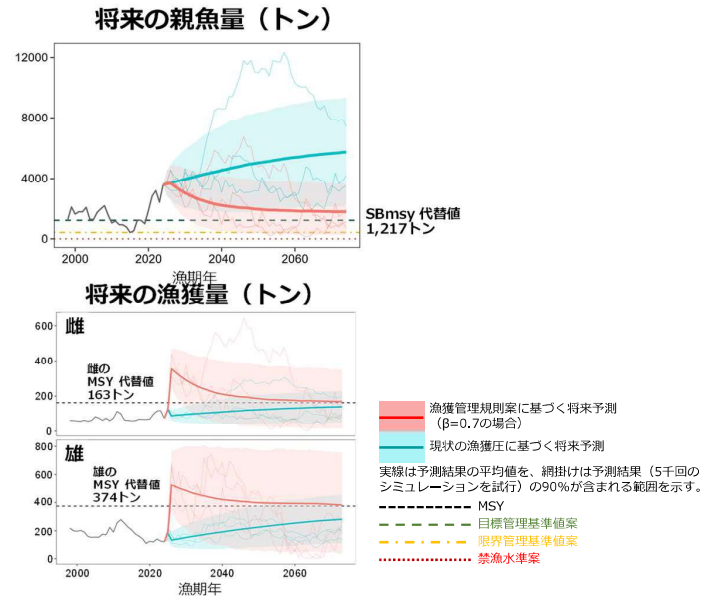
- 将来予測手法の変更（余剰生産量から将来予測）
 - 前年度までの過去5年平均値を用いた資源量予測から、過去の余剰生産量（資源の増加量）を等確率で発生させて将来予測する方法に変更
- 管理基準値の見直しと提案（目標管理基準値の定量化）
 - R6年度（見直し前） F30%SPR
 - R7年度（見直し後） F40%SPR（より安全重視の基準に）
 - * 従来の管理基準値（F30%SPR）を検証した結果、実態より楽観的との指摘があり、F40%SPR（ほぼ現状のA海域の漁獲圧）が妥当と判断
 - * さらに、将来予測手法の変更によって目標管理基準値が定量化することが可能になった（1,217トン）
- 令和7年度の資源評価結果
 - 神戸プロットで評価（親魚量、漁獲圧ともに適正水準）
 - 2026年漁期の算定漁獲量（ $\beta=0.7$ として、870トン）

将来予測手法（変更）

ラッセルの方程式（Russel 1931、松石 2022）をもとに、
 本年の資源量 = 前年の資源量 - 前年の漁獲量 + 余剰生産量 として、
 余剰生産量 = 本年の資源量 - 前年の資源量 + 前年の漁獲量 を計算した



過去の余剰生産量を等確率
で発生させて将来予測



* 将来予測シミュレーションの際、再生産率が過去の観測範囲を超えた場合、
親魚量に応じて生産量を調整して実施

3

管理基準値の見直しと提案

見直し前 F30%SPR

見直し後 F40%SPR（より安全な基準）

調整係数 $\beta=0.7$ は、資源評価の不確実性も考慮した標準値（1 Bルールでは0.7）

* 1 Bルールでは管理基準となる漁獲圧（Fmsy）を直接推定できず、資源評価の不確実性が高い。
 そのため、管理基準値を直接推定する場合（1 Aルールでは $\beta=0.8$ を推奨）よりも調整係数（ β ）を
 低く設定することが重要である。

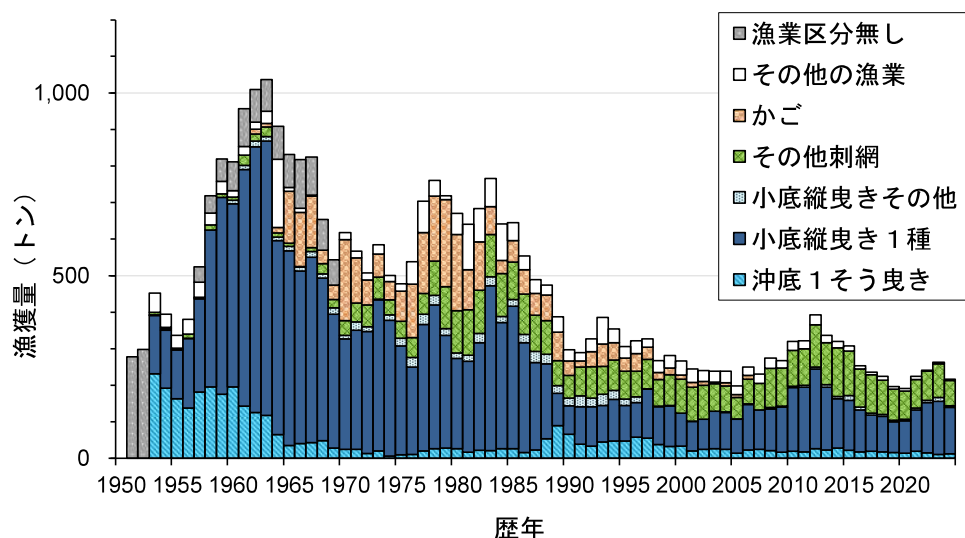
余剰生産量による将来予測から目標管理基準値（SBtarget）を計算

項目	値	説明
目標管理基準値案	1,217トン	最大持続生産量の代替値を実現する親魚量
限界管理基準値案	415トン	過去最低親魚量（SBmin）
禁漁水準値案	0トン	
MSYの代替値を実現する 漁獲圧	F40%SPR (雄,雌) = (0.12, 0.14)	
MSY 代替値	537トン	最大持続生産量の代替値（雄374トン、雌163トンの合計）

4



漁獲量の推移（漁業種類別）



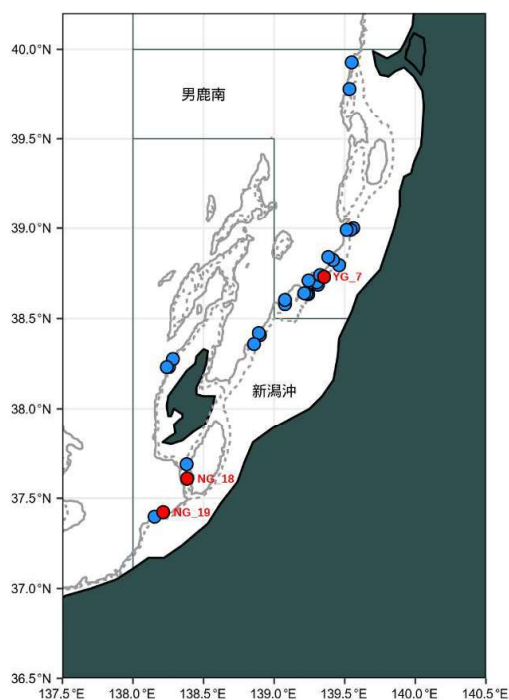
漁獲量の推移

本海域では、小型底びき網縦曳き1種（以下「小底」という）の占める割合が高い。1960年代に約1,000トン、1980年代に約800トンのピークがみられる。その後は減少し、1990年代以降は200～400トンで推移している。2024年漁期の漁獲量は198トンであった。

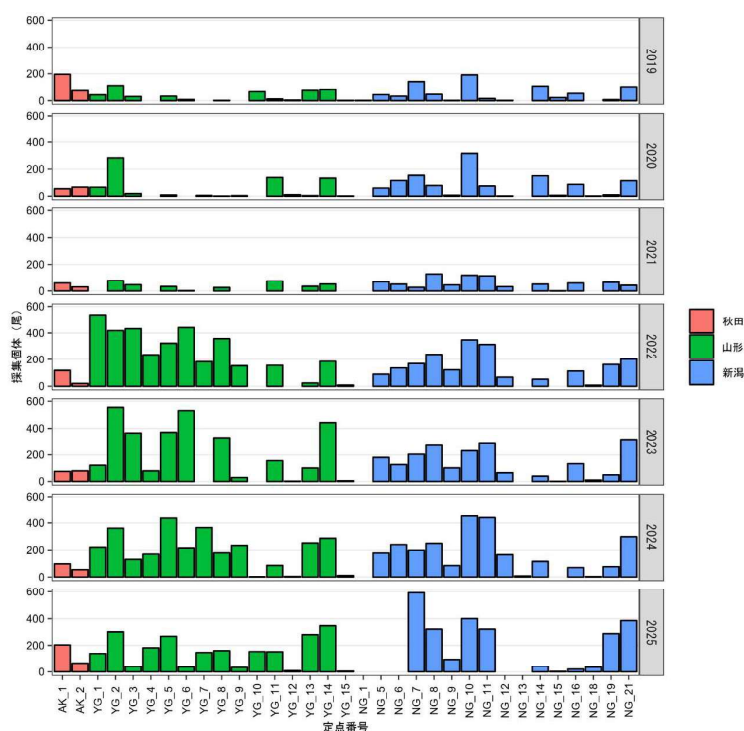
5



調査船調査（調査点と雄の採集結果）



調査海域と調査点

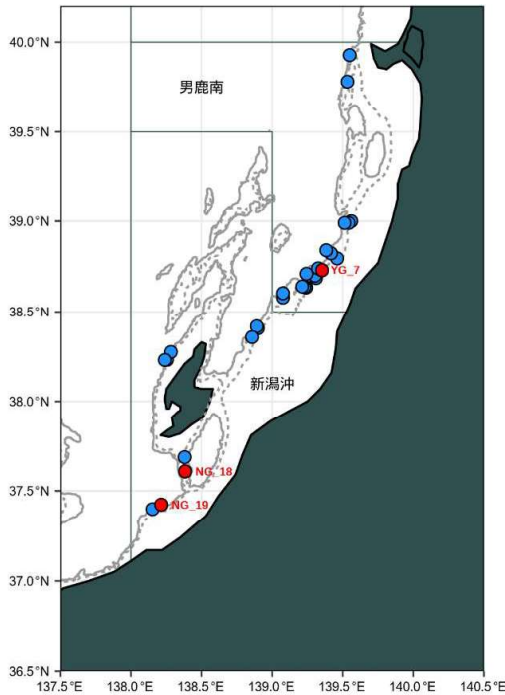


各調査点における雄の採集個体数
2019～2025年の結果を示した

6

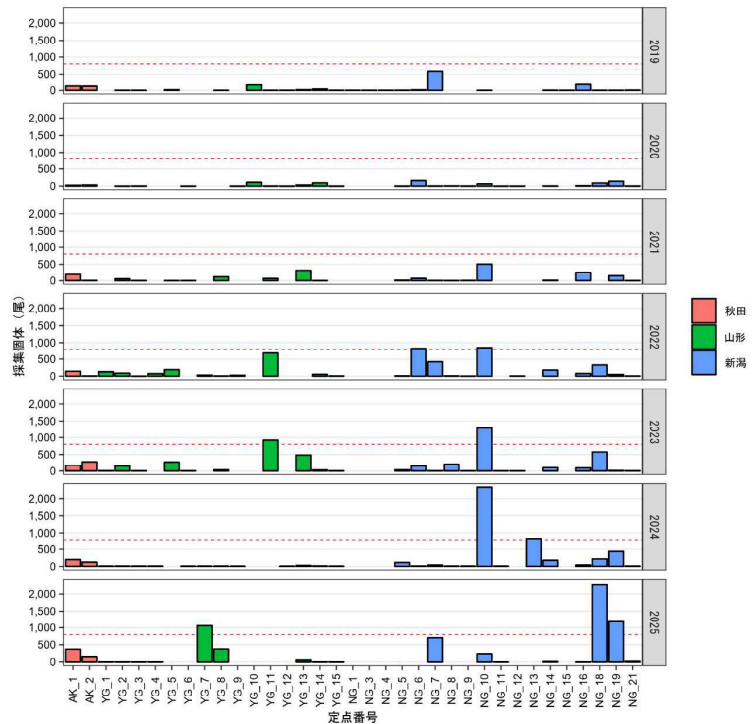


調査船調査（調査点と雌の採集結果）



調査海域と調査点

赤丸の調査点では、非常に多くの雌個体が採集されたため、解析から除外した

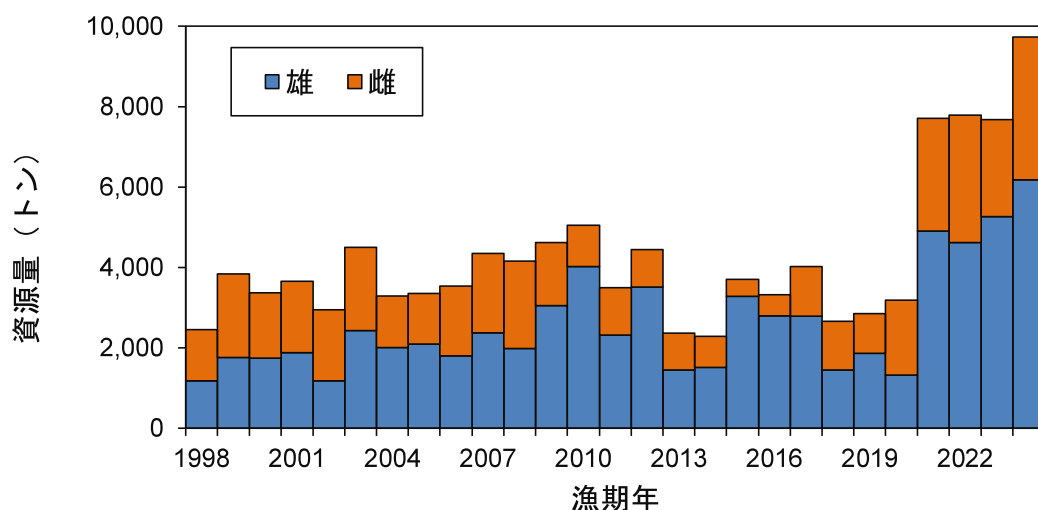


各調査点における雌の採集個体数
2019～2025年の結果を示した

7



推定資源量の推移



資源量の推移

- ・かご調査で推定した漁期開始時点の資源量の推移を示した。
- ・雄は甲幅90mm以上、雌は成熟個体の合計を示す。

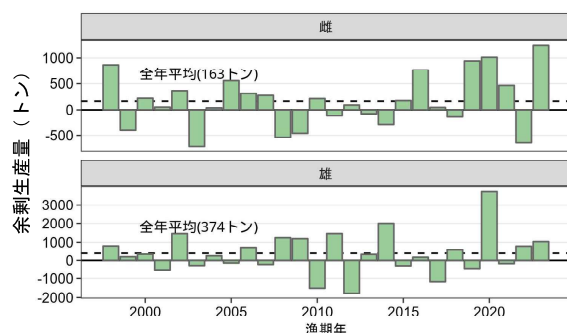
雌雄合計の資源量は、1998年漁期以降は2,300～5,000トンで推移している。2010年漁期に5,000トンを超えたが、その後減少し、2014年漁期は過去最低の2,300トンとなった。2017～2020年漁期は2,700～4,000トンで推移したが、2021年漁期より急増し、2024年漁期の資源量は9,732トンであった。

8



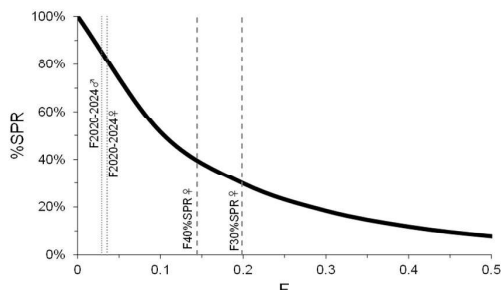
余剰生産量と管理基準値案

本資源では1Bルールを採用し、Fmsyの代替値による管理を提案する。将来予測は再生産関係を用いる代わりに各年の推定資源量をもとにラッセルの方程式（余剰生産量 = 翌年の資源量 - 資源量 + 漁獲量）で求めた余剰生産量が今後も等確率で発生するとして行った。Fmsyの代替値にはF40%SPRを用い、目標管理基準値案は、求めた余剰生産量のもと、F40%SPRで漁獲し続けた場合に期待される親魚量（SBmsyの代替値）とした。この場合、余剰生産量の平均値がMSYの代替値となる。限界管理基準値案は最小親魚量、禁漁水準案は暫定的に0トンとした。



余剰生産量の経年変化

本系群の将来予測では、ラッセルの方程式で得られた余剰生産量が今後も等確率で発生するとして行った。余剰生産量は雌雄別に求めた。



MSYを実現する水準の漁獲圧の代替値（F40%SPR）と現状の漁獲圧

現状の漁獲圧（F2020-2024：2020～2024年漁期の平均）は雌雄ともにFmsyの代替値であるF40%SPRを下回っている。F40%SPRで将来予測した時に推定される平均親魚量（1,217トン）を目標管理基準値案とした。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2024年漁期の親魚量	MSYの代替値	2024年漁期の漁獲量
1,217トン	415トン	0トン	3,552トン	537トン	198トン

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。



神戸プロットと漁獲管理規則案

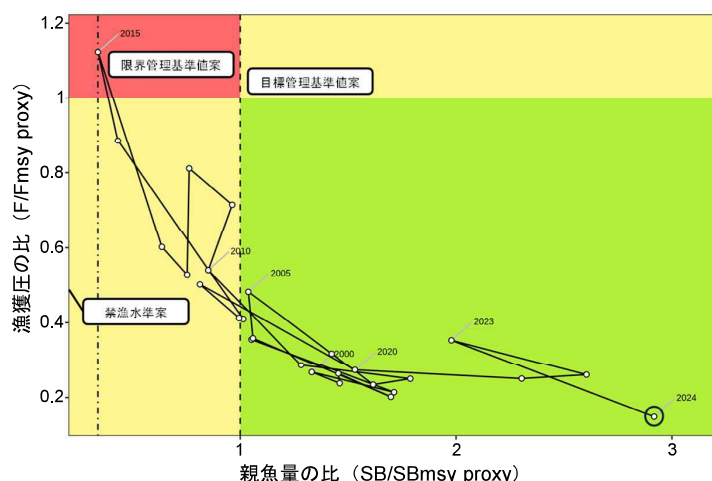


図6 神戸プロット（神戸チャート）

漁獲圧（F）は、2015年漁期を除くすべての年で最大持続生産量（MSY）を実現する漁獲圧の代替値（Fmsy proxy）を下回っており、2024年漁期における漁獲圧は、Fmsy proxyの0.1倍であった。親魚量（SB）は、2020年漁期以降、MSYを実現する親魚量の代替値（SBmsy proxy）を上回っており、2024年漁期における親魚量は、SBmsy proxyの2.9倍であった。

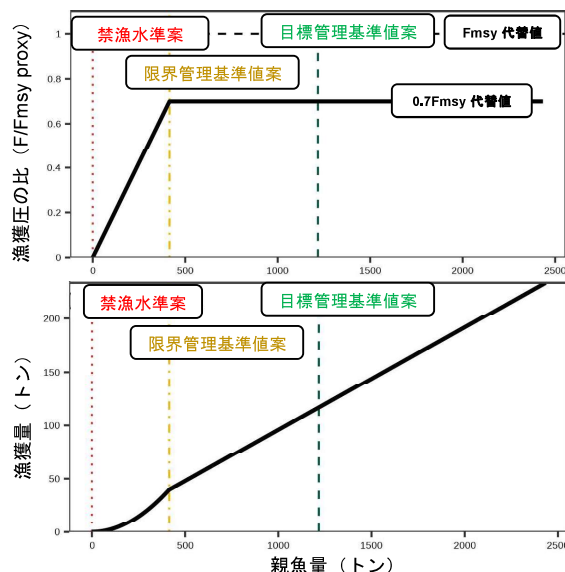


図7 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

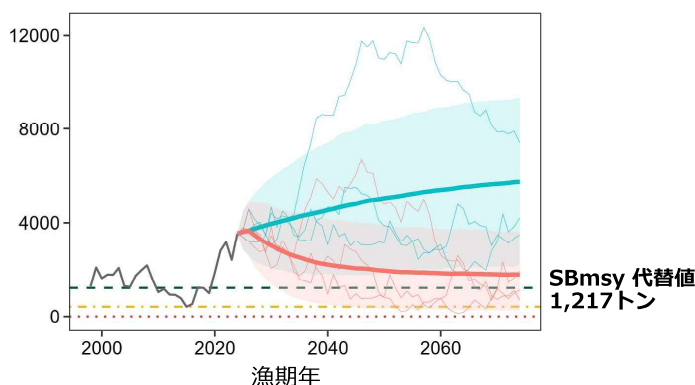
Fmsy proxyに乗じる調整係数である β を0.7とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。限界管理基準値案は最小親魚量、禁漁水準案は暫定的に0トンとした。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。



将来予測結果（グラフ）

将来の親魚量（トン）

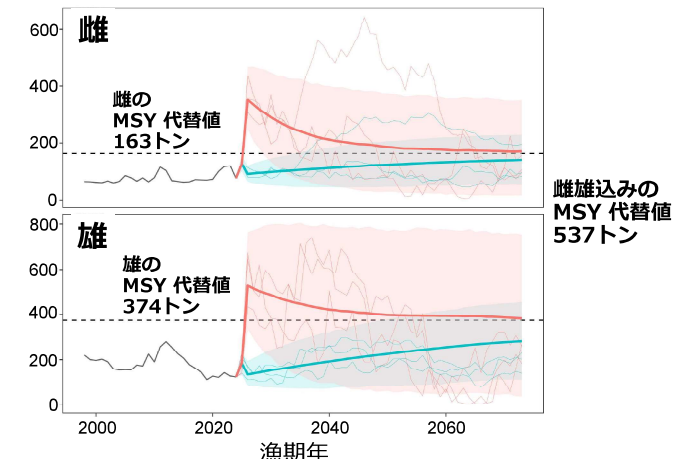


漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

将来予測は、現在の資源量に過去に観測された余剰生産量を等確率で発生させ、 $\beta=0.7$ とした場合の漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の親魚量と漁獲量の変化を示した。

親魚量の平均値は目標管理基準値案に近づくように減少していく。漁獲量の平均値は一旦高い値となるものの、MSYの代替値に近づくように減少していく。

将来の漁獲量（トン）



漁獲管理規則案に基づく将来予測（ $\beta=0.7$ の場合）

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（5千回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY

----- 目標管理基準値案

----- 限界管理基準値案

..... 禁漁水準案

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。



将来予測結果（数値）

将来の平均親魚量（百トン）

2036年漁期に親魚量が目標管理基準値案（1,217トン）を上回る確率

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
1.0	36.4	36.7	33.5	30.6	28.1	26.1	24.4	22.9	21.4	20.3	19.4	18.5	71%
0.9			33.8	31.3	29.2	27.3	25.7	24.1	22.8	21.8	20.8	19.9	76%
0.8			34.3	32.2	30.3	28.7	27.2	26.0	24.9	23.9	22.9	22.2	81%
0.7			34.6	32.9	31.5	30.0	28.8	27.7	26.7	25.8	24.9	24.2	85%
現状の漁獲圧			37.1	37.9	38.6	39.1	39.8	40.4	41.0	41.5	42.0	42.6	98%

将来の平均漁獲量（百トン）

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
1.0	3.8	12.2	11.4	10.6	10.0	9.4	8.9	8.5	8.1	7.8	7.5	7.3
0.9		11.1	10.4	9.9	9.4	9.0	8.6	8.2	7.9	7.7	7.4	7.2
0.8		9.9	9.5	9.1	8.7	8.4	8.1	7.8	7.6	7.4	7.2	7.0
0.7		8.7	8.4	8.1	7.9	7.7	7.5	7.3	7.1	7.0	6.8	6.7
現状の漁獲圧		2.7	2.8	2.9	2.9	3.0	3.1	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2020～2024年漁期の平均： $\beta=0.25$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2025年漁期の漁獲量は予測される資源量と2024年漁期の漁獲圧により仮定し、2026年漁期から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

β が1.0以下の場合、2036年漁期の親魚量は限界管理基準値案および目標管理基準値案をともに50%以上の確率で上回ると予測される。ただし、本資源評価には様々な不確実性が内在するため、 β は標準値である0.7以下にするのが望ましい。 $\beta=0.7$ とした場合、2026年漁期の平均漁獲量は870トン、2036年漁期に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は85%と予測される。

※表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ズワイガニ日本海系群B海域の 資源管理について

水産庁

資源管理方針見直しの経緯

令和3年7月	漁業法に基づくTAC管理開始
令和7年7月15日 (※管理開始5年目)	第4回ステークホルダー会合
令和8年2月27日	第5回ステークホルダー会合

※ 資源管理基本方針の第9に「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定。

第5回ステークホルダー会合のとりまとめ

- 1 資源管理目標については、研究機関に提示されたものを採用する。
- 2 漁獲シナリオについては、親魚量が10年後の2036年に、50%以上の確率で目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。調整係数 β は資源評価の不確実性も考慮して0.7を採用する。

※ β : 漁獲シナリオにおいて、漁獲圧力を決定する際に用いる調整係数をいう。

2

資源管理目標(案)

	令和8管理年度～	現行
目標管理基準値 (Target Reference Point: TRP)	1,217トン (MSYの代替値を実現する漁獲圧力として、F40% SPR (加入量当たり親魚量 (成熟した雌の資源量) が、漁獲圧力が0の場合の加入量当たり親魚量に対し、40%となる漁獲圧力の水準) とすることで達成される資源水準の値)	数値未設定 (漁獲圧力をF30% SPRとすることで達成される資源水準の値 (定量化はされない))
限界管理基準値 (Limit Reference Point: LRP)	415トン (親魚量の過去最小値)	(可能な限り早期に手法を開発して設定する)
禁漁水準値	0トン	-

3

参考：資源評価の改善について

- 1 従来、本資源は、精度の高い加入量の把握に至っていないこと等を理由に、将来予測が困難とされてきた。
- 2 令和7年度資源評価から、漁獲量や資源量などの現有データでも実装が可能となる将来予測手法を導入することとした。
- 3 この結果、令和8管理年度以降の資源評価・管理においては、以下が可能となった。
 - 目標管理基準値の定量化（注）
注：再生産関係（親魚量と加入量との関係）の推定が困難なことから、再生産関係に基づいたMSY水準の精度が低い、または頑健でないと考えられるため、MSY水準の代替値を提示。
 - 限界管理基準値及び禁漁水準値の設定
 - 神戸チャートの提示
 - 将来予測に基づくABC 算定年の資源量の算出

4

漁獲シナリオ（案）

- 親魚量が令和18年度（2036年度）に、50%以上の確率で目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、漁獲圧力を調整する漁獲シナリオとする。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを達成する水準に調整係数（ $\beta = 0.7$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準値を下回る場合には、漁獲圧力を0とする。
- ABCは、資源評価において示されるその年の資源量の予測値に、漁獲シナリオに基づき算出した漁獲圧力を乗じて算出し、管理年度当初のTACはABCを超えない値とする。

表1. 将来の平均親魚量（百トン） 2036年漁期に親魚量が目標管理基準値案（1,217トン）を上回る確率

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
1.0			33.5	30.6	28.1	26.1	24.4	22.9	21.4	20.3	19.4	18.5	71%
0.9			33.8	31.3	29.2	27.3	25.7	24.1	22.8	21.8	20.8	19.9	76%
0.8	36.4	36.7	34.3	32.2	30.3	28.7	27.2	26.0	24.9	23.9	22.9	22.2	81%
0.7			34.6	32.9	31.5	30.0	28.8	27.7	26.7	25.8	24.9	24.2	85%
現状の漁獲圧			37.1	37.9	38.6	39.1	39.8	40.4	41.0	41.5	42.0	42.6	98%

表2. 将来の平均漁獲量（百トン）

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
1.0		12.2	11.4	10.6	10.0	9.4	8.9	8.5	8.1	7.8	7.5	7.3
0.9		11.1	10.4	9.9	9.4	9.0	8.6	8.2	7.9	7.7	7.4	7.2
0.8	3.8	9.9	9.5	9.1	8.7	8.4	8.1	7.8	7.6	7.4	7.2	7.0
0.7		8.7	8.4	8.1	7.9	7.7	7.5	7.3	7.1	7.0	6.8	6.7
現状の漁獲圧		2.7	2.8	2.9	2.9	3.0	3.1	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4

（出典）令和7年度ズワイガニ（日本海系群B海域）資源評価結果

5

「別紙 2－19 ずわいがに日本海系群 B 海域」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更について

1 変更の趣旨

- (1) 資源管理基本方針（農林水産省告示第千九百八十二号）の本則の第 9 の規定により、「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね 5 年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更する」こととされている。特定水産資源である、ずわいがに日本海系群 B 海域については、5 年ごとの見直しのため、最新の資源評価に基づく資源管理の目標の案及び資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）の案について議論した。その結果、研究機関から提案された目標管理基準値等を採用すること等が取りまとめられた。
- (2) 上記「資源管理の方針に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、ずわいがに日本海系群 B 海域の資源管理の目標や漁獲シナリオ等を定める資源管理基本方針の「別紙 2－19」に関連する規定について、所要の変更を行う。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。

変更後	変更前
(別紙2ー19 ずわいかに日本海系群B海域) 第1・第2 (略) 第3 資源管理の目標 1 目標管理基準値 1,217トン(最大持続生産量を実現する漁獲圧力の代替値として、加入量当たり親魚量(成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。)が、漁獲圧力が0の場合の加入量当たり親魚量に対し、40パーセントとなるときの漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値) 2 限界管理基準値 415トン(親魚量の過去最小値) 3 禁漁水準値 0トン 第4 漁獲シナリオ 1 漁獲シナリオ 令和7年度(2025年度)の資源評価に基づき、親魚量が令和18管理年度(2036管理年度)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 2 漁獲圧力 1の規定を踏まえたずわいかに日本海系群B海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を実現する漁獲圧力の代替値として用いる漁獲圧力の水準に0.7を乗じた値とする。 (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。 (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。 3 (略) 第5～第9 (略)	(別紙2ー19 ずわいかに日本海系群B海域) 第1・第2 (略) 第3 資源管理の目標 1 目標管理基準値 加入量当たり親魚量(成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。)が、漁獲圧力が0の場合の加入量当たり親魚量に対し、30%となる漁獲圧力の水準とすることで達成される資源水準の値とする。 (注)ずわいかに日本海系群B海域は、現時点では、再生産関係を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの数年間は、上記の指標を代替的に用いて目標管理基準値を設定する。 2 限界管理基準値 可能な限り早期に手法を開発して設定することとする。 (新設) 第4 漁獲シナリオ 1 漁獲シナリオ 第3の1の漁獲圧力を上回らないよう、漁獲圧力を調整する。 2 漁獲圧力 第3の1の漁獲圧力の水準に、0.8を乗じた値とする。 (新設) (新設) (新設) 3 (略) 第5～第9 (略)

令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）ずわいがに日本海系群 B 海域 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 親魚量が令和 18 年（2036 年）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する（漁獲シナリオ）。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYの代替値を達成する漁獲圧力の水準に、調整係数（ $\beta = 0.7$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準値を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ② 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値と、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値をABCとし、TACは当該値を超えない量とする。

（2）令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
ずわいがに日本海系群 B 海域	870 トン

（参考 1）資源管理の目標

- 1 目標管理基準値：1,217 トン（MSYを実現する漁獲圧力の代替値として、加入量当たり親魚量（成熟した雌の資源量）が、漁獲圧力が 0 の場合の加入量当たり親魚量に対し、40 パーセントとなるときの漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値）
- 2 限界管理基準値：415 トン（親魚量の過去最小値）
- 3 禁漁水準値：0 トン

(参考2) T A C及び漁獲実績の推移

単位：トン

	R8 (2026) 管理年度	R7 (2025) 管理年度	R6 (2024) 管理年度	R5 (2023) 管理年度	R4 (2022) 管理年度
T A C	870	910	750	640	500
漁獲実績	—	—	206	251	264

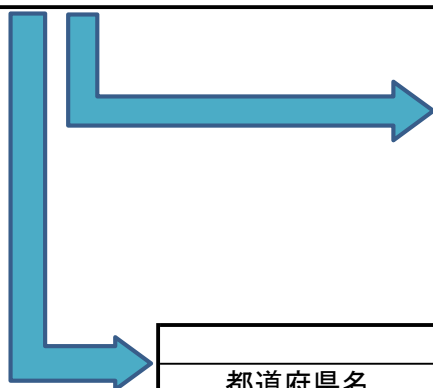
2 配分（案）

- (1) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

(別紙)

令和8管理年度ずわいがに日本海系群B海域
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがに日本海系群B海域	870



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	66

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
秋田県	26	
山形県	123	
新潟県	655	

令和 8 管理年度における
漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について
(ずわいがに日本海系群 B 海域) (案)

1 背 景

令和 7 管理年度において、ずわいがに日本海系群 B 海域の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の了承を得て、事後報告で対応できることとしている。

- (1) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 7 年 10 月 22 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更

2 令和 8 管理年度の取扱い

上記 1 に掲げる数量の変更については、引き続き事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記 2 によるもの以外の変更の取扱い

上記 2 によるもの以外の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）。